

総合特区 特例措置(規制分野)「省庁において検討を進めている項目」

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	法令等	省庁・担当課等	省庁回答欄			
						ア)「国と地方の協議」終了後の進捗状況	イ)指定自治体との協議状況	ウ)協議の終了時期	※備考
アジアヘッド クォーター特区	14	外国人医師の 規制緩和	○ 医師免許互換制度の規制緩和 ・総合特区内の病院における外国人に対する診療を条件として、協定締結国の医師受入れを拡大し、外国人を診療対象に限定した外国人医師による診療の機会を確保する。	医師法	厚生労働省 医政局医事課	東京都の①から④までの要望について引き続き協議中 【事務局注:「東京都の①から④までの要望」は下記のとおり】 ①「当該国医師等の受入地域」の単位として、アジアヘッドクォーター特区を一つの単位として認めること ② 特例的な医師国家試験を日本語、英語、必要に応じてその他の言語で実施すること ③ 特例的な医師国家試験を要請に応じて柔軟に実施すること(実施時期) ④ 特例的な医師国家試験の実施にあわせて当該試験に対応した、都道府県からの要請書の提出期限、その要請書に対する貴省回答時期、受験資格認定の申請期限、同認定時期、受験申請期限を設定、明示すること	①から④までの要望について引き続き、指定自治体に協議を行う予定	今後も東京都との協議を予定していることから、協議終了時期を明記することはできないが、可能な限り早期に協議を終了できるように努める。	
和歌山県「高野・熊野」文化・地域 振興総合特区	261	道路運送法の 許可の条件付 き緩和	特区内においては、新大阪や開空に代表される交通ターミナル等スポット的な地点を条件付きで運送行為ができるよう緩和する。	道路運送法第20条	国土交通省自 動車局旅客課	和歌山県内に営業所を有する一般貸切旅客自動車運送事業者(公益社団法人日本バス協会が実施している貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定を受けている事業者に限る。)が、和歌山県への滞在を主たる目的とする旅客を輸送する場合、総実車距離の1/2以上が同県内の輸送となる旅客運送に限る等の条件を付した上で、平成28年3月31日までの期間限定で、関西国際空港の存する区域を営業区域として設定することができるよう、平成26年3月25日付け通達にて措置、(当初H26.4.1から2年間の措置であったが、平成30年3月31日まで延長)	関西国際空港の存する区域については平成26年3月に協議終了。(平成30年4月以降の取扱い及びその他の区域については必要に応じ協議。)	関西国際空港の存する区域については平成26年3月に協議終了。(平成30年4月以降の取扱い及びその他の区域については必要に応じ協議。)	